

# 令和8年度 長野市し尿処理概要

(令和7年度結果 令和8年6月発行)

## 環境部生活環境課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

TEL 026-224-5036, 7635 FAX 026-224-8909

Eメール seikatukankyo@city.nagano.lg.jp

## 長野市衛生センター

〒380-0913 長野市大字川合新田2938

TEL 026-221-6746 FAX 026-221-6806

Eメール eisei@city.nagano.lg.jp

## 長野市ホームページ

<http://www.city.nagano.nagano.jp/>

(くらし・手続き>し尿・雑排水・浄化槽)

# 目 次

1	し尿処理の概要	1
	(1) し尿収集業務の経過	1
	(2) 収集運搬及び収集方法等	2
	(3) し尿処理手数料	3
	(4) 徴収状況	4
	(5) し尿収集運搬業務等の委託料	6
	(6) し尿等処理形態	6
	(7) し尿等収集件数	8
	(8) 中間処理	9
	(9) 最終処分	10
	(10) し尿等処理量	10
	(11) 一部事務組合	12
2	生活雑排水汚泥処理の概要	13
	(1) 生活雑排水汚泥処理の経過	13
	(2) 生活雑排水汚泥の処理	13
	(3) 生活雑排水汚泥の処理体系	13
	(4) 生活雑排水処理手数料改定の推移	14
	(5) 生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金と処理委託料の推移	14
	(6) 収集許可事業者	14
	(7) 中間処理	15
	(8) 最終処分	15
	(9) 収集量の推移	15
	(10) 申し込み基数及び作業基数の推移（年度末時点）	15
	(11) 地区別申し込み基数の推移（年度末時点）	16
3	長野市廃棄物減量等推進審議会	17

# 長野市における生活排水処理の概要

生活排水処理は、市民生活に密着した重要な行政サービスである。市では、衛生的かつ安心できる市民生活確保のため、未水洗化世帯への計画的で合理的な処理に努めている。

公共下水道等の整備による水洗化の進展に伴い、し尿・生活雑排水汚泥処理の対象人口及び世帯数は減少傾向にあり、収集量及び処理量については平成8年度をピークに急激に減少してきたが、令和に入ってからには緩やかな減少傾向にある。

処理区域は市内全域とし、委託及び許可事業者がそれぞれ地区割により収集し、定められた処理施設に搬入している。このうち、し尿については、長野市衛生センターと2つの一部事務組合施設で処理している。犀峽衛生センターは、平成26年10月から休止し、災害時に活用をする。

## 1 し尿処理の概要

### (1) し尿収集業務の経過

昭和29年	清掃法の制定により、許可制になったため、既存の事業者は許可を取得して営業を行うようになった。
昭和31年	事業者の料金格差が問題化したため、市は業界に対して統合を呼び掛け、事業者は任意団体「長野市清掃組合」を設立した。
昭和32年	料金の統一が行われた。
昭和41年	長野市の大合併に伴い、篠ノ井、松代、川中島、更北、七二会、信更地区の事業者も組合に加入し、若穂地区を除いて統一がされた。
昭和44年	若穂地区を除き、市が事業者に委託する形態に改めた。
平成3年	長野市清掃組合は法人化され「長野市生活環境協同組合」となり、収集運搬を同組合に一括委託する形態で現在に至っている。
平成17・22年	合併した豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条地区は、許可事業者が合併前と同様に収集運搬を行った。
平成25年	豊野地区の処理を豊田衛生センター（北信保健衛生施設組合）から長野市衛生センターへ変更した。
平成26年	犀峽衛生センターの休止に伴い、七二会、信更、大岡、信州新町、中条地区の処理を長野市衛生センターへ変更した。 し尿処理手数料の改定を行い、全市統一料金となった。
平成28年	これまで許可制であった若穂、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条地区の事業者が組合に加入し、全市委託となった。
令和8年	し尿処理手数料の改定を行い、仮設トイレ特別加算金が新設された。

(2) 収集運搬及び収集方法等

し尿及び一部の浄化槽汚泥の収集運搬は、委託により行っている。また、収集方法には、毎月定期的に作業を行う定額制及び随時連絡に基づく作業を原則とする従量制の2種類がある。

処理は地区割により、長野市衛生センター、千曲衛生センター（千曲衛生施設組合）及び須高衛生センター（須高行政事務組合）の3施設で行っている。

ア 収集区分

定額制	毎月定期的にくみ取りを行う。使用者の人数が把握でき、不特定多数の人が出入りをしない一般家庭を対象とした制度
従量制	くみ取り量の実績によって料金が決定される。事業所等の不特定多数が利用する施設、浄化槽の汚泥、簡易水洗の家庭を対象とした制度

イ 収集体制及び投入施設

委託事業者	地区	投入施設
長野市生活環境 協同組合 (有)長野浄化槽社 (有)金城 (株)篠ノ井環境サービス コマキ工業(株) (有)アクアテック (株)環境クリエイション 徳重衛生(同) (有)志賀プラントサービス	下記地区以外	長野市衛生センター (川合新田)
	篠ノ井	千曲衛生施設組合 千曲衛生センター (千曲市)
	松代	
	川中島	
	若穂	須高行政事務組合 須高衛生センター (須坂市)

(3) し尿処理手数料

ア し尿処理手数料（従量制）の概略（令和8年度改定）

地 区	区 分	料金（36ℓまでごと）
長野市全域	くみ取り量 36リットル	465円

イ 改定の推移（直近5回分）

（単位 円）

年 月		平成 26 年 4 月※ 2	平成 29 年 4 月	令和 2 年 4 月	令和 5 年 4 月	令和 8 年 4 月
改定率	定額制	11.6%	5.4%	8.8%	1.1%	11.4%
	従量制	11.9%	5.6%	9.0%	1.2%	11.5%
定額制 ※ 1	基本料	60	63	68	68	75
	人数割料 1 人	384	405	441	446	497
	回数加算料	422	445	485	490	546
	箇所加算料	295	311	338	342	381
従量制	36 リットル当たり	358	378	412	417	465
特 別 加算料	距離加算					
	40m以上 60m未満	295	311	338	342	381
	60m以上	407	429	467	472	526
	仮設トイレ加算※ 3	-	-	-	-	3,200

（定額制の改定率は3人世帯の料金で計算）

※ 1 若穂・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区は従量制のみ。

※ 2 平成 26 年 4 月から従量制の料金区分及び金額を市内統一

※ 3 令和 8 年 4 月から新設

(4) 徴収状況

長野市行政改革大綱に基づく事務事業見直しに伴い、平成18年度から徴収事務を長野市生活環境協同組合に委託している。

○現行契約の委託期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

○委託料 204,600,000円

ア し尿処理手数料の収入状況

(単位 円)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	件数 (人数)
調定額	過年度	3,756,802	2,854,931	2,866,106	2,491,767	2,279,649	348 (193)
	現年度	208,237,453	193,315,998	180,387,638	173,343,756	163,118,380	22,937 (10,240)
	合計	211,994,255	196,170,929	183,253,744	175,835,523	165,398,029	23,285 (10,433)
収入済額 (収納率)	過年度	1,695,482	1,299,535	1,440,906	1,283,567	1,113,161	163 (98)
		(45.13)	(45.14)	(50.27)	(51.51)	(48.83)	
	現年度	207,031,176	191,706,784	179,115,256	172,087,749	161,576,017	22,721 (10,102)
		(99.42)	(99.17)	(99.29)	(99.27)	(99.05)	
	合計	208,726,658	193,006,319	180,556,162	173,371,316	162,689,178	22,884 (10,200)
		(98.46)	(98.39)	(98.53)	(98.59)	(98.36)	
不納欠損額	過年度	468,698	340,148	233,154	238,507	222,244	31 (17)
未収額	過年度	1,592,622	1,215,248	1,192,046	969,693	944,244	154 (78)
	現年度	1,206,277	1,609,214	1,272,382	1,256,007	1,542,363	216 (138)
	合計	2,798,899	2,824,462	2,464,428	2,225,700	2,486,607	370 (216)

イ し尿処理手数料の納入方法 (年度末登録件数)

(単位 件)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
納付書払	792	739	681	618	580
	(21.0)	(21.2)	(20.9)	(20.4)	(20.8)
口座振替	2,971	2,750	2,571	2,409	2,212
	(79.0)	(78.8)	(79.1)	(79.6)	(79.2)
合計	3,763	3,489	3,252	3,027	2,792
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

※( )内は構成比%

ウ 令和7年度不納欠損の内訳

(単位 円)

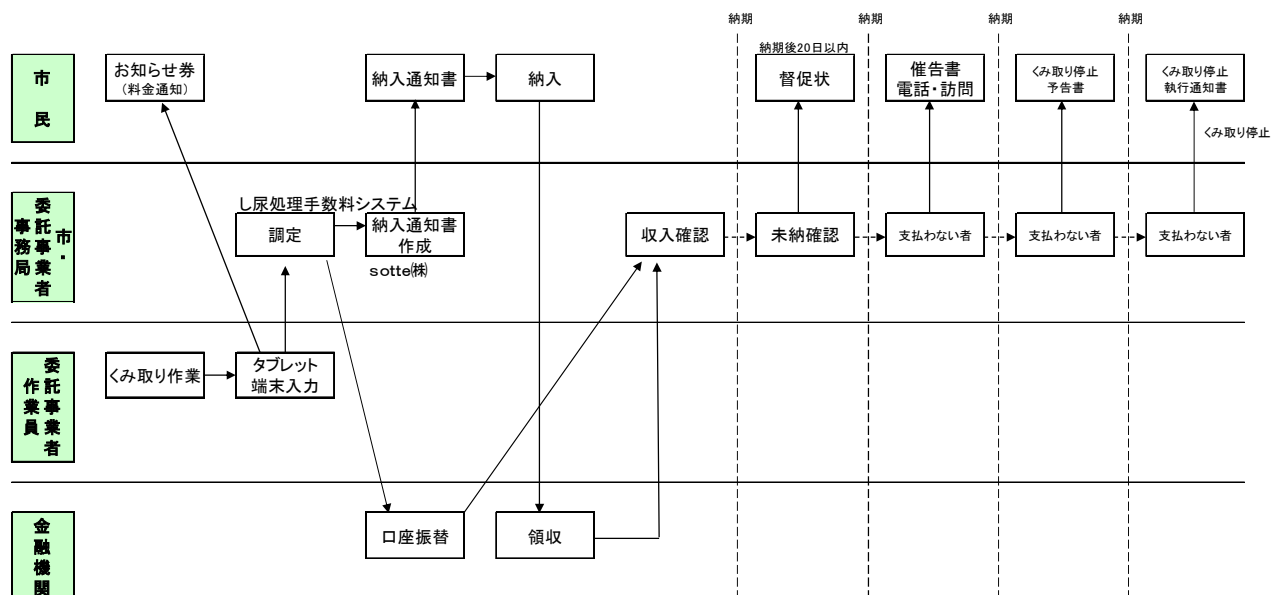
事由	人数 (構成比%)	件数 (構成比%)	不納欠損額 (構成比%)
生活困窮等	13 (62.0)	19 (61.2)	117,089 (52.7)
所在不明	4 (19.0)	6 (19.4)	30,352 (13.6)
本人死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)
破産宣告	4 (19.0)	6 (19.4)	74,803 (33.7)
法人破産手続廃止	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	21 (100.0)	31 (100.0)	222,244 (100.0)

エ 滞納整理

「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金条例」及び「し尿処理手数料の滞納者に対する事務処理要領」に基づき、以下のとおり滞納整理を実施する。

督促	納期限後も未納の場合、納期限後20日以内に督促状を送付する。
催告	督促の納期限後も未納の場合、催告書を送付し、併せて電話又は訪問により催告を行う。
滞納整理強化月間 (一斉催告)	5月、12月の年2回、前年度に滞納があるもの等を対象に一斉に催告書を送付する。
納付誓約	滞納者から分割納付の申し出があった場合は、納付誓約書を提出させる。(分納期間は1年以内)
定期的作業の 一時中止 (くみ取り停止)	催告後も自主的納付が見込まれない滞納者に対し、くみ取り停止措置を行い、滞納手数料を完納した場合に措置を解除する。

オ 手数料徴収事務の流れ



### (5) し尿収集運搬業務等の委託料

(単位 円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬	212,808,281	199,306,263	185,131,087	182,213,232	174,143,149
	(94.4)	(93.7)	(92.9)	(98.4)	(95.6)
11人槽以上の合併処理浄化槽汚泥の処理	5,606,721	6,398,353	5,598,377	5,569,932	5,943,388
	(84.8)	(114.1)	(87.5)	(99.5)	(106.7)
合計	218,415,002	205,704,616	190,729,464	187,783,164	180,086,537
	(94.2)	(94.2)	(92.7)	(98.5)	(95.9)

※ ( ) 内は対前年度比(%)

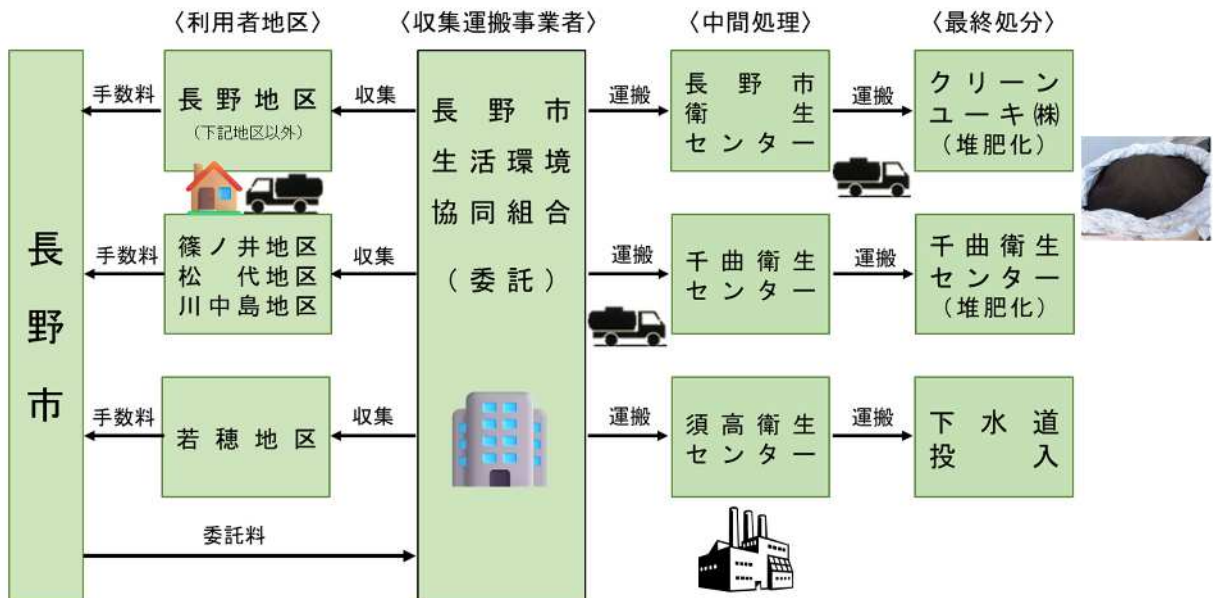
※し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は長野市生活環境協同組合が受託

### (6) し尿等処理形態

#### ア し尿くみ取り

排出されたし尿(大小便)をそのまま貯める便槽があるトイレからし尿をくみ取ること。くみ取られたし尿は地区別に中間処理施設で処理され、堆肥化や下水道投入により最終処分される。市では10人槽以下の合併処理浄化槽および単独処理浄化槽も同じフローで処理している。

#### ① し尿処理フロー

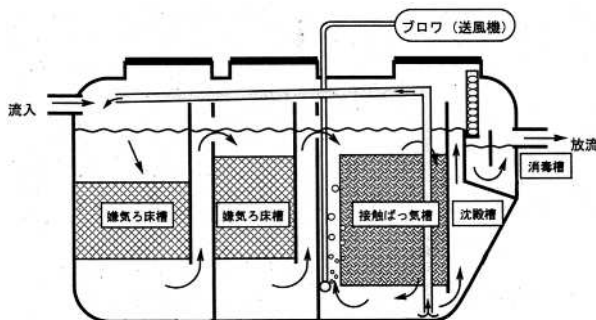


## イ 浄化槽汚泥

浄化槽とは、し尿・雑排水を敷地内に設置した槽内で微生物処理し、下水道以外に放流する設備のことで、槽内に発生した汚泥やスカムは、定期的な清掃や抜き取りが必要である。

市では、11人槽以上の合併処理浄化槽および油分の多い抜き取り汚泥は、脱水処理された後、堆肥化処理される。※10人槽以下の合併処理浄化槽および単独浄化槽の抜き取り汚泥の処理は、(6)ア-①し尿処理フローのとおり。

### ① 浄化槽の構造



### ② 11人槽以上の合併処理浄化槽および油分の多い浄化槽汚泥処理フロー



## ウ 農業集落排水施設汚泥

農業集落排水施設とは公共下水道の整備計画がない農村集落において、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を処理する施設のこと。市の農業集落排水施設で発生した汚泥は、抜き取られ、(6)ア-①し尿処理フローに沿って脱水処理された後、堆肥化処理される。

### ① 農業集落排水のイメージ



(7) し尿等収集件数

ア 一般家庭のし尿等処理形態別世帯数（令和7年度末時点）

上段：世帯、下段：人口

処理場名 (対象地区)	世帯 人口	くみ取りをしているもの			くみ取りをしていないもの				
		定額制	従量制	計	公共 下水道	特環 下水道	農業 集落排 水	合併 浄化槽	単独 浄化槽
長野市 衛生センター (下記を除く)	125,666	242	2,507	2,749	116,339	1,142	1,945	3,285	206
	264,507	408	4,534	4,942	246,534	2,411	3,775	6,468	377
千曲 衛生センター (篠ノ井・松 代・川中島)	35,660	140	1,390	1,530	31,634	823	360	1,173	140
	82,046	257	2,723	2,980	73,261	2,048	748	2,740	269
須高 衛生センター (若穂)	4,643	0	311	311	2,206	1,886	0	233	7
	11,228	0	562	562	5,398	4,663	0	592	13
合計	165,969	382	4,208	4,590	150,179	3,851	2,305	4,691	353
	357,781	665	7,819	8,484	325,193	9,122	4,523	9,800	659

※公共下水道には、特別使用を含む

イ 一般家庭のし尿等処理形態別世帯数の推移

(単位 世帯)

し尿処理形態区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
し尿	5,863	5,420	5,155	4,865	4,590
浄化槽	3,839	4,326	4,302	5,077	5,044
農業集落排水	2,718	2,606	2,583	2,366	2,305
合計	12,420	12,352	12,040	12,308	11,939
(前年度増減比%)	(-2.4)	(-0.5)	(-2.5)	(+2.2)	(-3.0)

ウ 事業所を含むし尿作業区分別収集世帯数（令和7年度）

（単位 世帯）

作業区分		旧長野	若穂	豊野	戸隠	鬼無里	大岡	信州新町	中条	合計
一般家庭	定額制	382								382
	従量制	2,773	311	102	111	66	0	592	253	4,208
	計	3,155	311	102	111	66	0	592	253	4,590
事業所	従量制	595	73	25	11	3	13	28	3	751
合計	定額制	382								382
	従量制	3,368	384	127	122	69	13	620	256	4,959
	計	3,750	384	127	122	69	13	620	256	5,341

（8）中間処理

①長野市衛生センター

所在地 長野市大字川合新田2938番地  
 竣工 昭和61年2月  
 処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理  
 処理能力 180kL／日（生し尿144kL／日、浄化槽汚泥36kL／日）  
 処理主体 長野市（直営）  
 処理区域 長野、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条地区

②千曲衛生センター

所在地 千曲市大字屋代字中島3119番地  
 竣工 平成5年8月  
 処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理  
 処理能力 310kL／日（生し尿270kL／日、浄化槽汚泥40kL／日）  
 処理主体 千曲衛生施設組合  
 処理区域 篠ノ井、松代、川中島地区

③須高衛生センター

所在地 須坂市大字小山2104番地36  
 竣工 昭和61年3月  
 処理方式 希釈後下水道投入  
 処理能力 40kL／日（生し尿32kL／日、浄化槽汚泥8kL／日）  
 処理主体 須高行政事務組合  
 処理区域 若穂地区

## (9) 最終処分

中間処理施設	最 終 処 分
長野市衛生センター	クリーンユーキ㈱佐久工場（佐久市）で堆肥化
千曲衛生センター	同センター内で堆肥化
須高衛生センター	同センター内で希釈後に下水道へ投入

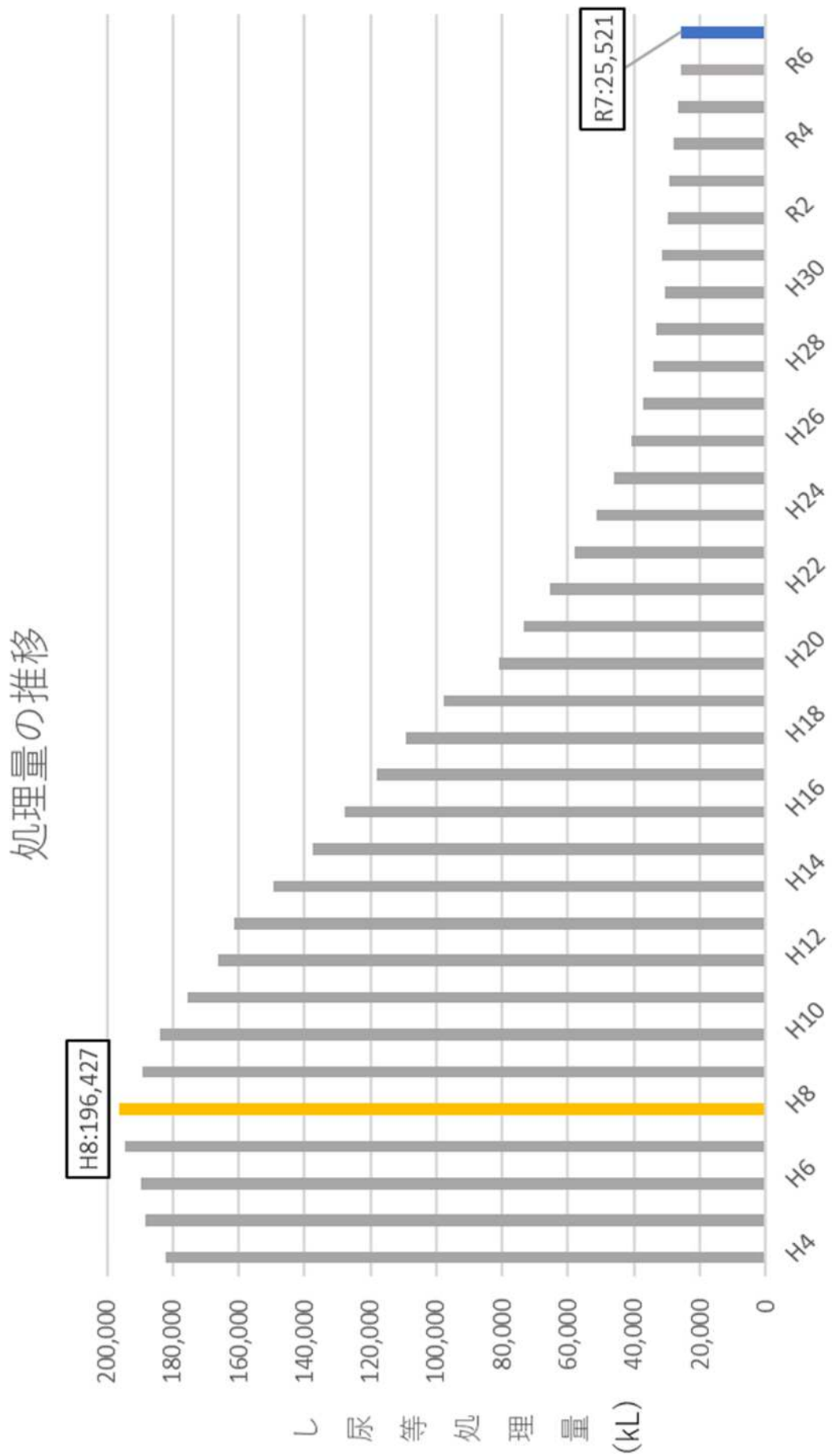
## (10) し尿等処理量

## ア 施設別・処理形態別処理量

(単位 kL)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
長野市衛生C	し尿	11,529.4	10,986.5	10,267.4	9,939.2	9,614.6
	浄化槽汚泥	4,790.1	4,829.7	4,440.4	4,569.3	4,753.0
	農業集落排水	1,837.1	1,819.8	1,764.7	1,644.3	1,726.2
	処理量計 (前年度比%)	18,156.6 (100.46)	17,636.0 (97.13)	16,472.5 (93.40)	16,152.8 (98.06)	16,093.8 (99.63)
千曲衛生C	し尿	5,828.3	5,516.1	4,976.8	4,677.8	4,669.0
	浄化槽汚泥	2,994.2	2,879.9	3,219.8	3,154.5	3,026.2
	農業集落排水	324.0	335.0	310.0	330.0	180.0
	処理量計 (前年度比%)	9,146.5 (95.48)	8,731.0 (95.46)	8,506.6 (97.43)	8,162.3 (95.95)	7,875.2 (96.48)
須高衛生C	し尿	931.2	841.7	763.5	733.2	693.1
	浄化槽汚泥	467.4	284.1	349.9	400.9	431.7
	処理量計 (前年度比%)	1,398.6 (107.62)	1,125.8 (80.49)	1,113.4 (98.90)	1,134.1 (101.9)	1,124.8 (99.18)
信濃理化学工業	浄化槽汚泥	493.9	563.6	490.0	487.8	427.4
	処理量計 (前年度比%)	493.9 (84.86)	563.6 (114.11)	490.0 (86.94)	487.8 (99.55)	427.4 (96.97)
合計	し尿	18,288.9	17,344.3	16,007.7	15,350.2	14,976.7
	浄化槽汚泥	8,739.6	8,557.3	8,500.1	8,612.5	8,638.3
	農業集落排水	2,167.1	2,154.8	2,074.7	1,974.3	1,906.2
	処理量計 (前年度比%)	29,195.6 (98.85)	28,056.4 (96.10)	26,582.5 (95.71)	25,937.0 (97.57)	25,521.2 (98.39)

イ し尿等処理量の推移



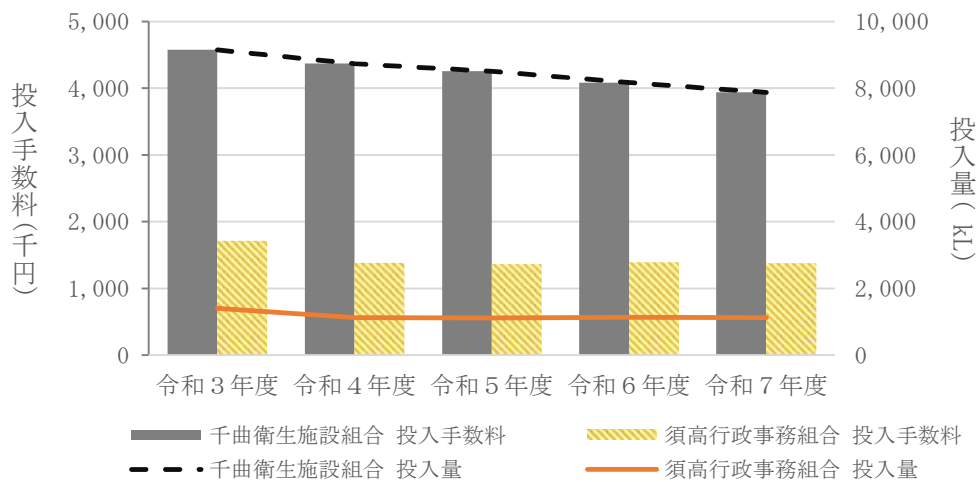
(11) 一部事務組合

ア 投入手数料

(単位 円)

施設	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
千曲衛生センター	4,573,250	4,365,500	4,253,300	4,081,150	3,937,600
須高衛生センター	1,709,388	1,375,966	1,360,808	1,386,110	1,374,694

投入手数料と投入量の推移

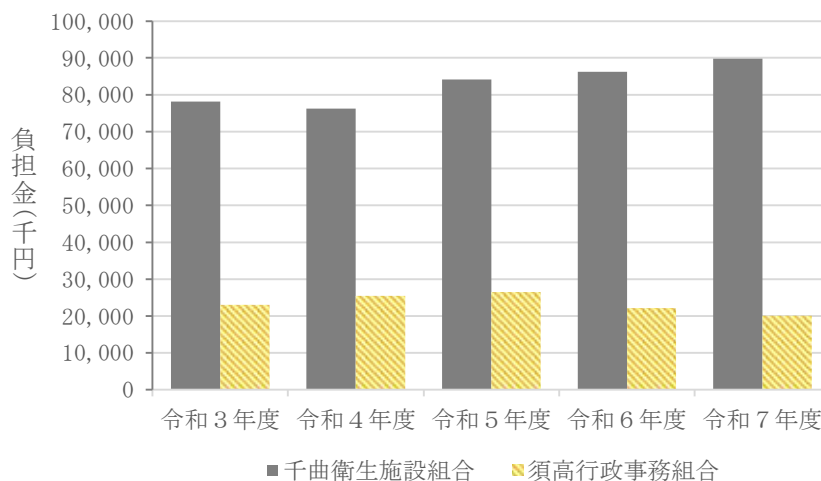


イ 負担金

(単位 円)

施設	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
千曲衛生センター	78,116,000	76,270,000	84,144,000	86,190,000	89,721,000
須高衛生センター	23,095,000	25,463,000	26,518,000	22,193,000	20,104,749

負担金の推移



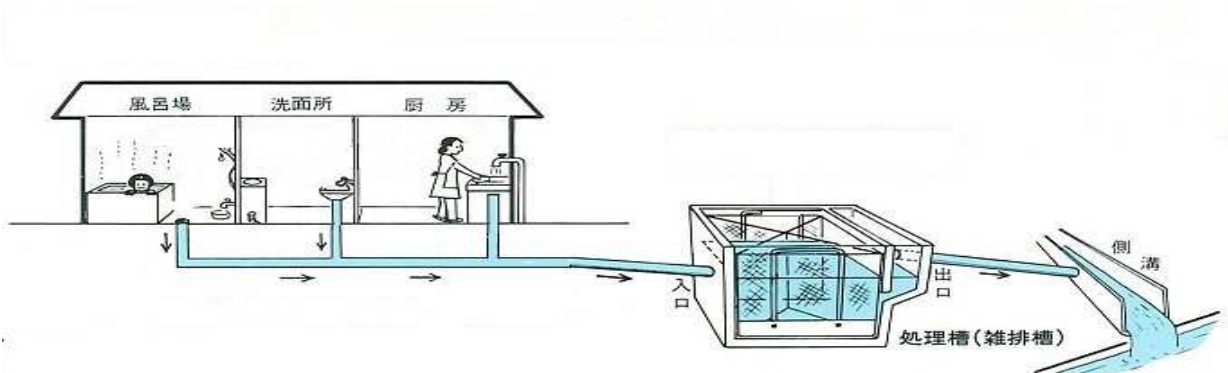
## 2 生活雑排水汚泥処理の概要

### (1) 生活雑排水汚泥処理の経過

昭和48年	「生活雑排水簡易浄化槽設置補助金」を制定し、簡易浄化槽の設置に対して1基15,000円を交付し設置を促進した。
昭和52年	新築家屋は、義務設置として設置を促進した。
昭和59年	長野市生活雑排水処理場稼働
〃	「生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金」を制定し、定期的な抜き取り清掃を促進した。(手数料を条例で設定し全市統一)
平成14年	公共下水道等への接続が進み、簡易浄化槽の設置がわずかとなったため「生活雑排水簡易浄化槽設置補助金」を廃止した。
平成16年	長野市生活雑排水処理場廃止
平成17年	処理場廃止に伴い、汚泥処理を民間施設へ全面委託
〃	豊野・戸隠・鬼無里・大岡合併(合併時に長野市の制度に統一)
平成22年	信州新町・中条合併(合併時に長野市の制度に統一)

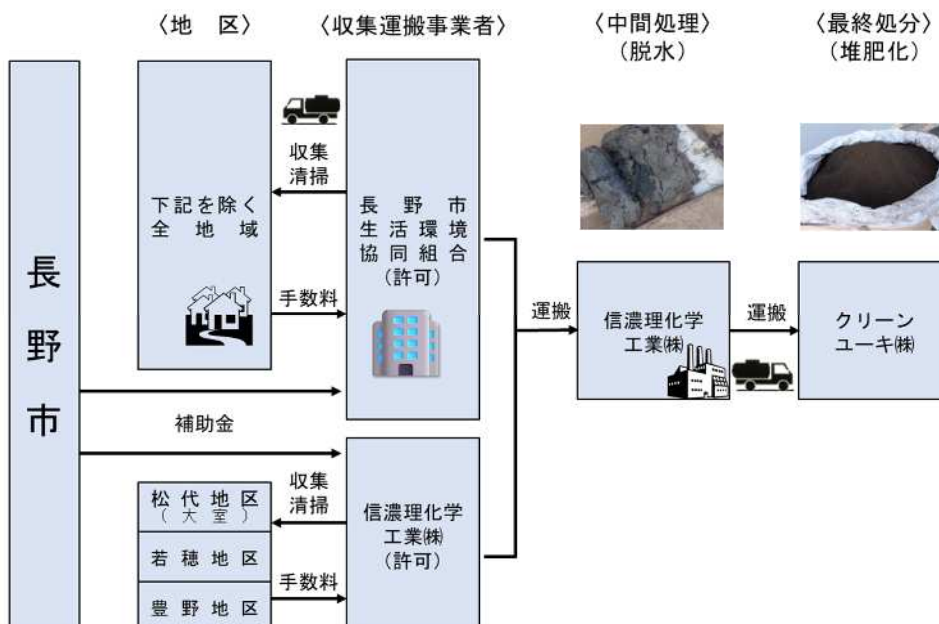
### (2) 生活雑排水汚泥の処理

生活雑排水とは、家庭から出る排水のうちし尿を除いたもの。生活雑排水簡易浄化槽は敷地内に設置した槽内で汚泥を沈殿させ上澄み水を放流する設備のことで、沈殿した汚泥の定期的な抜き取り清掃が必要である。抜き取られた汚泥は脱水処理されたのち、堆肥化されている。



### (3) 生活雑排水汚泥の処理体系

許可事業者が、定期的に年4回(3か月に1回)の収集業務を行っている。



(4) 生活雑排水処理手数料改定の推移

(直近5回改定分・消費税を含む)

区 分		平成 29 年 4 月		令和 2 年 4 月	令和 5 年 4 月	令和 8 年 4 月
		平成 30 年度 特例 措置	令和 元年度			
浄 化 槽 容 量	100 リットル未満	698 円	738 円	813 円	893 円	1,078 円
	100 リットル以上 150 リットル未満	909 円	961 円	1,057 円	1,161 円	1,402 円
	150 リットル以上 200 リットル未満	1,117 円	1,181 円	1,301 円	1,429 円	1,725 円
	200 リットル以上 (200 リットル以上 50 リットルごと)	150 リットル以上 200 リットル未満の金額に下記の金額を加算				
		209 円	221 円	244 円	268 円	323 円
改定率 (100 リットル未満)		6.1%	5.8%	10.2%	9.8%	20.7%

※収集経費の負担割合：平成29年度から令和元年度にかけて、手数料及び補助金の負担割合を、約5割ずつになるよう改定（平成28年度以前は、収集経費の6割相当額を補助）

※原価計算等の資料に基づき、廃棄物減量等推進審議会での審議・答申を受け改定

(5) 生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金と処理委託料の推移

(単位 円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
補助金 (前年度比%)	8,203,440 (92.3)	7,623,432 (92.9)	7,659,676 (100.5)	6,965,787 (90.9)	6,582,818 (94.5)
処理委託料 (前年度比%)	14,367,168 (93.6)	13,380,258 (93.1)	13,085,579 (97.8)	11,864,622 (90.7)	14,235,672 (119.9)

※許可事業者からの実績報告・申請により、許可事業者に生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金を交付している。

※対象地区：市内全域。ただし、戸隠・鬼無里・中条地区は設置されていない。

(6) 収集許可事業者

生活雑排水汚泥の収集は、地区割により許可事業者が収集を行い、中間処理をする信濃理化学工業㈱へ投入している。

地区	収集許可事業者	投入施設
下記を除く全地域	長野市生活環境協同組合	信濃理化学工業㈱
松代町大室、若穂、豊野	信濃理化学工業㈱	

### (7) 中間処理

信濃理化学工業株式会社

所在地 長野市松代町大室1279番地 1

処理方式 脱水

処理水については、活性汚泥法＋接触ばっ気法＋砂ろ過＋活性炭ろ過で処理後放流

処理能力 130 kL/日

処理主体 信濃理化学工業株式会社（長野市からの委託による）

処理区域 長野市全域

### (8) 最終処分

クリーンユーキ株式会社 佐久工場

所在地 長野県佐久市志賀989

処理方法 堆肥化

処理能力 45 m<sup>3</sup>/日

処理主体 クリーンユーキ株式会社（長野市からの委託による）

処理区域 長野市全域

### (9) 収集量の推移

(単位 kL)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
下記を除く全地域	992.2	920.3	833.9	749.2	725.4
松代町大室、若穂、豊野	120.3	115.8	113.4	106.8	102.0
合計	1,112.5	1,036.1	947.3	856.0	827.4
(前年度比%)	(93.6)	(93.1)	(91.4)	(90.4)	(96.7)

### (10) 申し込み基数及び作業基数の推移（年度末時点）

(単位 基)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申し込み基数	1,534	1,437	1,346	1,264	1,171
(前年度比%)	(90.8)	(93.7)	(93.6)	(93.9)	(92.6)
延べ作業基数	5,486	5,090	4,652	4,227	3,950
(前年度比%)	(92.1)	(92.8)	(91.4)	(90.9)	(93.4)

## (11) 地区別申し込み基数の推移（年度末時点）

(単位 基)

地区名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第一～第五	9	9	8	8	8
芹田	6	6	4	4	4
古牧	15	14	12	11	11
三輪	2	2	2	2	2
吉田	1	1	1	1	1
古里	23	22	21	20	19
柳原	13	12	11	11	11
浅川	7	9	9	9	7
大豆島	3	3	3	2	2
朝陽	22	16	16	16	15
若槻	87	78	69	62	52
長沼	3	3	3	3	3
安茂里	97	93	92	85	68
小田切	19	18	18	17	17
芋井	51	50	53	54	51
篠ノ井	366	349	318	301	284
松代	342	321	300	279	260
若穂	121	117	113	106	105
川中島	137	120	109	105	99
更北	113	103	93	81	72
七二会	16	16	16	15	15
信更	40	38	37	35	29
豊野	10	9	8	8	7
大岡	4	3	3	3	3
信州新町	27	25	27	26	26
合計	1,534	1,437	1,346	1,264	1,171

### 3 長野市廃棄物減量等推進審議会

本市の行政改革大綱に基づいた審議会等の統廃合により、それまでの「長野市ごみ減量・再資源化推進検討委員会」と「長野市廃棄物処理審議会」が、「長野市廃棄物減量等推進審議会」として平成17年10月1日に設置され、市長の諮問に応じて、し尿処理、ごみの減量・再資源化等について調査・審議していただくほか、必要に応じて提言を行っていただいています。

委員は学識経験者、民間諸団体の代表及び公募委員で構成されています。

#### ◆長野市廃棄物減量等推進審議会からの答申

答申（平成28年10月28日）

・一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定について

平成28年3月29日に「一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定」について同審議会に諮問し、平成28年10月28日、し尿処理手数料並びに生活雑排水処理手数料及び補助割合について改定されたいとの答申を受ける。

答申（令和元年10月28日）

・一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定について

平成31年3月28日に「一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定」について同審議会に諮問し、令和元年10月28日、し尿処理手数料及び生活雑排水処理手数料について改定されたいとの答申を受ける。

答申（令和4年10月26日）

・一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定について

令和4年6月30日に「一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定」について同審議会に諮問し、令和4年10月26日、し尿処理手数料及び生活雑排水処理手数料について改定されたいとの答申を受ける

答申（令和7年10月28日）

・一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定について

令和7年6月25日に「一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定」について同審議会に諮問し、令和7年10月28日、し尿処理手数料及び生活雑排水処理手数料について改定されたいとの答申を受ける

